

球磨村国土強靱化地域計画

令和4年3月

球磨村

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 基本的な考え方	4
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 地域の特性	6
1 地勢と人口	
2 自然環境	
3 本村における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	11
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	14
第5章 計画の推進	47
【別紙】	
脆弱性評価結果	49

はじめに

1 計画策定の趣旨

本村は、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 11 年の台風 18 号による被害、平成 24 年 7 月の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。そのため、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、自主避難の推進や自主防災組織の設立推進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

熊本県は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 3 ヶ月半後に「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定し復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、平成 29 年 10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」を策定した。また、平成 30 年 5 月には県国土強靱化地域計画を踏まえて県地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいる。

本村においては、令和 2 年 7 月 3 日から 4 日にかけて発生した「令和 2 年 7 月豪雨」により、これまでに経験したことのない規模の水害、土砂災害が発生し、25 名もの尊い命が犠牲となった。さらに、住宅や道路・橋梁等の財産に甚大な被害を受け、仮住まいでの生活が今も続いている。現在、復旧・復興を進めているところであるが、今後発生する大規模災害等への備えが喫緊の課題となっている。

このような中、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、球磨村は「球磨村国土強靱化地域計画」を策定することとした。

2 計画の位置づけ

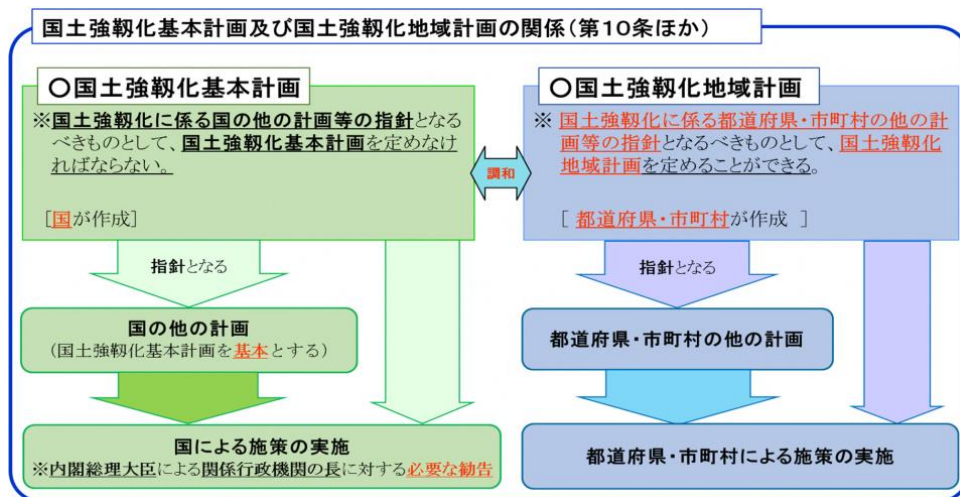
(1) 基本計画及び県地域計画との調和

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国土強靱化基本計画との調和を保ち策定するものとする。

また、県地域計画が本地域の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画とも調和を保つものとする。

本計画の対象区域は、球磨村域を基本とし、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備する。

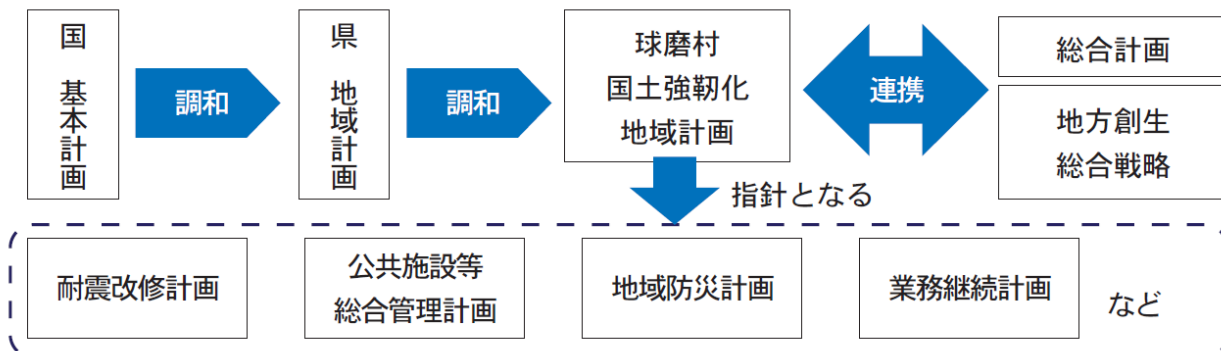
地域計画の位置付け



出典：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）」

(2) 他計画との関係

本計画は、国土強靱化の観点から、村における「地域防災計画」をはじめとするさまざまな分野での計画の指針となるものである。



国土強靱化地域計画と他計画との関係

3 計画期間

本計画の推進期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの概ね5年間とする。

その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年ごとに行う。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

本計画では、「令和2年球磨村復興計画」の「災害に強く、豊かな地域資源を後世に継承し、住民が安全に安心して住み続けられる里山『球磨村』の復興」という村の将来像を念頭に置き、球磨村が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 村民の生命を守ること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合は迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震、令和2年7月豪雨など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進すること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的な取り組みを推進すること。

- ③ 災害に強いむらづくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長に繋げるとともに、地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、熊本県及び他自治体との連携だけでなく、国や民間とも連携を強化し、応援・受援体制を整備すること。

（２）効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、本村と村民等が適切に連携及び役割分担しながら取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 社会情勢の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国・県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用等により、費用を削減し、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（３）地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティ機能の向上とともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進すること。
- ② 高齢者、障がい者、子ども、女性などの状況に十分配慮した施策を推進すること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 地域特性

1 地勢と人口

本村は、熊本県の南部に位置し、東は人吉市及び山江村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市、北は八代市坂本町に接し、東西 13km、南北 25km、総面積 207.58 km²であり、その 88%を森林が占め、村全体が山岳地帯となっている。



村の中央には、日本三大急流の一つの「球磨川」が東西に流れ、川を挟んで南に国見山（969m）、北に白岩山（1,002m）など 700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいる。

本村の主要道路は、球磨川沿いを併走する幹線道路である国道 219 号線があり、国道に接続する球磨川の支流が形成した険しい谷間を通る狭隘な県・村管理の道路がある。また、村役場から比較的近い位置に人吉インターチェンジ（約 14km）と芦北インターチェンジ（約 19km）があり、さらに、令和元年 7 月に人吉スマートインターチェンジ（約 15km）が開通したことで、観光・防災面で利便性が向上している。

人 口	世 帯	高齢化率
3,203 人	1,349	47.0%

住民基本台帳（2022 年 2 月 1 日時点）

2 自然環境

（1）気温

熊本県は内陸盆地的な地形のため寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい気候である。球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっており気象庁・人吉地点の 2017 年の観測データでは、本村でも、平均気温が 15.6℃と過ごしやすいのものの、冬場の日最低気温が氷点下、夏場は日最高気温が 36℃を超えるなど、災害時は冷暖房等の対策が必要である。

(2) 降水量

球磨地方は九州山地の西側にあたり、降水量は比較的多く、本村の年間平均降水量は 2,300 mm を超える。

最近では、全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨が増加しており、本村でも、令和 2 年 7 月豪雨では、線状降水帯の発生により 1 時間に 110mm から 120mm 以上の降水量を記録した。また、ゲリラ豪雨等は予測が難しく、正確かつ迅速な判断及び避難情報の早期の伝達が特に重要となる。

3 本村における災害リスク

(1) 風水害

〈過去の主な被害状況〉

時 期	要 因	被害状況	備 考
1965 (昭和 40) 年 7 月 3 日	集中豪雨	床下浸水 69 世帯 床上浸水 166 世帯	災救法適用
1971 (昭和 46) 年 7 月 18 日～19 日	集中豪雨	床下浸水 39 世帯 床上浸水 4 世帯	
1971 (昭和 46) 年 8 月 5 日	集中豪雨	床下浸水 64 世帯 床上浸水 123 世帯	災救法適用
1972 (昭和 47) 年 6 月 12 日	集中豪雨	床下浸水 47 世帯 床上浸水 3 世帯	
1972 (昭和 47) 年 7 月 5 日～6 日	集中豪雨	床下浸水 51 世帯 床上浸水 97 世帯	災救法適用
1979 (昭和 54) 年 7 月 16 日	集中豪雨	床下浸水 78 世帯 床上浸水 30 世帯	
1982 (昭和 57) 年 7 月 24 日～25 日	集中豪雨	床下浸水 44 世帯 床上浸水 214 世帯	災救法適用
1993 (平成 5) 年 8 月 1 日	集中豪雨	床下浸水 48 世帯 床上浸水 68 世帯	
1995 (平成 7) 年 7 月 3 日～4 日	集中豪雨	床下浸水 43 世帯 床上浸水 53 世帯	
1996 (平成 8) 年 7 月 3 日	集中豪雨	床下浸水 45 世帯 床上浸水 14 世帯	
2004 (平成 16) 年 8 月 29 日～30 日	台風	床下浸水 22 世帯 床上浸水 6 世帯	
2005 (平成 17) 年 9 月 6 日	台風	床下浸水 28 世帯 床上浸水 25 世帯	

時 期	要 因	被害状況	備 考
2006（平成 18）年 7 月 22 日～23 日	集中豪雨	床下浸水 34 世帯 床上浸水 31 世帯	
2008（平成 20）年 6 月 21 日～22 日	集中豪雨	床下浸水 21 世帯 床上浸水 10 世帯	
2012（平成 24）年 7 月 12 日	集中豪雨	床下浸水 21 世帯 床上浸水 3 世帯	
2020（令和 2）年 7 月 4 日～5 日	集中豪雨	全壊 340 世帯 大規模半壊 85 世帯 半壊 85 世帯 準半壊 1 世帯 一部損壊 45 世帯	激甚災害 災救法適用

① 土砂災害警戒区域

本村では、土砂災害防止法に基づき平成 19 年 2 月から土砂災害警戒区域の指定が順次進められている。急傾斜地の崩壊が 184 箇所（特別警戒区域 178 箇所）、土石流が 102 箇所（特別警戒区域 87 箇所）の計 286 箇所（特別警戒区域 265 箇所）が指定されている。

また、山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」も多く存在しており、土砂災害の発生の恐れがある箇所が多く存在している。

② 浸水危険地域

球磨川流域は梅雨前線及び台風による大雨が降りやすい九州中央部の多雨地域に位置しており、球磨川の中流部に位置する本村では、度重なる水害に見舞われており、国の直轄河川として護岸改修工事等が逐次施工されているが、洪水時には、住家の浸水や、道路が冠水して集落の孤立も発生している。

令和 2 年 7 月豪雨においては、球磨川及び支流が増水し、多くの集落が浸水による甚大な被害を受けた。

過去に浸水被害を受けた地域はもとより、低地、河川の合流点、河川の蛇行地域等は、潜在的な浸水危険地域である。

(2) 地震災害

① 県内における過去の主な地震・津波

西暦(和暦)	地 域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害:死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害:197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	(平成29年9月13日時点)

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度]	震度7(益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

② 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯 (高野一白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯 (野稲岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

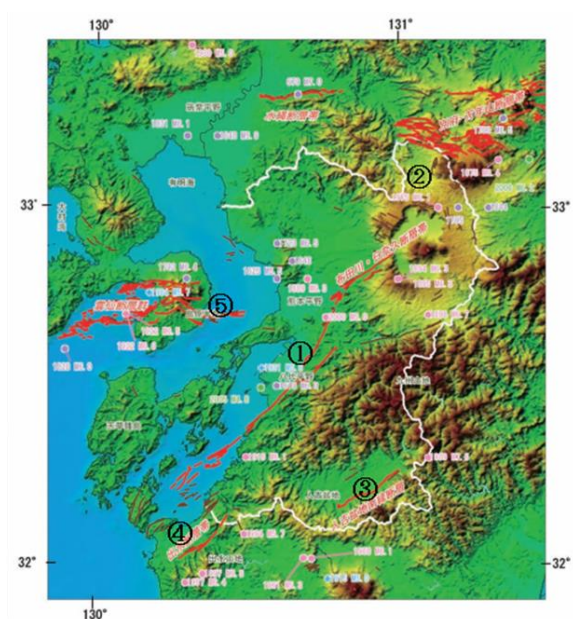
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典:主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

(3) 火山噴火

火山活動によって本村に被害をもたらす可能性のある火山として、霧島山、桜島及び阿蘇山がある。

霧島山では、平成 23 年に約 50 年ぶりに、またその 7 年後に新燃岳で爆発的噴火が発生しており、江戸時代には同じく新燃岳の爆発的噴火により、死傷者 60 名以上を含む被害が生じた記録も残されている。

桜島では、令和元年に爆発的噴火が発生しており、大正 3 年（1914 年）に発生した桜島大正大噴火により、死者 29 人、住家の全半壊 15 棟の被害が生じた。

阿蘇山では、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和 33 年（1958 年）には第 1 火口の突然の爆発により、死者 12 名、負傷者 28 名等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル 3（入山規制）の噴火等が発生している。

本村においては、稀に新燃岳の降灰が確認されるものの、いずれの火山活動においても、本村に被害が及んだ記録はない。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、本村の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。なお、その他の自然災害については、風水害及び大規模な地震災害を準用するとともに、必要な場合はその旨を付記する。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

県の地域計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

これを参考に、本計画では本村の地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、40の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2	防災拠点の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力共有ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（３）評価の実施手順

- ① 各課・局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、村だけでなく、県、民間事業者、NPO、村民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本村は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、過去にも大きな土砂災害や水害が発生している。また、令和2年7月豪雨においては、これまでに経験したことのない災害が発生し、村内全域で甚大な被害を受けた。さらに、熊本地震の原因となった日奈久断層帯をはじめ、人吉盆地南縁断層が近くに存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本村における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設課】

- 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、耐震改修等について村民に対する財政的な支援を行う。また、住宅耐震改修に対する村民への啓発を進める。

(宅地の耐震化) 【建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団や消防組合と連携し、普及促進を図る。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に村民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課・教育委員会】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防組合を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（医療施設、社会福祉施設の防災機能強化）【総務課・保健福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、施設入所者等の逃げ遅れによる人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置、安全な避難経路の確保及び避難計画の策定を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する統合型防災情報システムや、防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、ＳＮＳやウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（交通施設の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

（１－２）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【建設課】（再掲）

- 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、耐震改修等について村民に対する財政的な支援を行う。また、住宅耐震改修に対する村民への啓発を進める。

（宅地の耐震化）【建設課】（再掲）

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団や消防組合と連携し、普及促進を図る。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】（再掲）

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に村民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課・教育委員会】（再掲）

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課】（再掲）

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防組合を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（医療施設、社会福祉施設の防災機能強化）【総務課・保健福祉課】（再掲）

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、施設入所者等の逃げ遅れによる人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置、安全な避難経路の確保及び避難計画の策定を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国か

ら直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（交通施設の耐災性の強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

（１－３）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。
- 浸水被害による危険から住民の安全を確保するため、浸水想定区域等の周知を行うとともに、浸水想定区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（球磨川及び支流の治水）【建設課】

- 樋門操作員として協力して頂ける住民がいらないか常に情報収集し、交代が必要となった場合に欠員が生じないようにする。また、年1回の操作研修について、現地での操作研修も必須とし、担当する樋門以外の操作方法を学ぶ機会をつくる。

（円滑な避難のための道路整備）【建設課】

- 道路の冠水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水冠水が予想される箇所での道路嵩上げ等の対策を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する統合型防災情報システムや、防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 状況の変化に柔軟に対応し、今、何が起きているのかを、迅速・丁寧に伝えられる体制を整える。

（避難指示等の適切な発令）【総務課】

- 避難指示等を適切に発令するよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した球磨川水害タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前に自主的に避難することの重要性について啓発する。また、避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等においてマイタイムラインの作成や避難情報の意味、重要性の周知・啓発を進める。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 平常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、防災協力隊員等の参集体制等を整備する。

（医療施設、社会福祉施設の防災機能強化）【総務課・保健福祉課】（再掲）

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、施設入所者等の逃げ遅れによる人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置、安全な避難経路の確保及び避難計画の策定を促進する。

（１－４）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課・産業振興課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を要望し、豪雨時の早期避難体制の整備等を進め、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和２年７月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、防災協力隊員などの参集体制等を整備する。

（１－５）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する統合型防災情報システムや、防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、ＳＮＳや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 状況の変化に柔軟に対応し、今、何が起きているのかを、住民に迅速・丁寧伝えられる体制を整える。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（避難指示等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難指示等を適切に発令するよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等においてマイタイムラインの作成や避難情報の意味、重要性の周知・啓発を進める。

（要支援者対策の推進）【保健福祉課・総務課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。この際、消防団との連携を重視する。社会福祉施設等の利用者が着実に避難できるよう、また、村と社会福祉施設との連携の見直しや、社会福祉施設の避難計画の策定及び見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【復興推進課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】

- 大規模災害時に、村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（防災教育の推進・学校防災体制の確立）【教育委員会】

- 各学校において学校安全に係る教職員研修や、児童生徒の防災学習、防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。

（学校の災害対応の機能向上）【教育委員会】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等においてマイタイムラインの作成や避難情報の意味、重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（２－１）食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低３日分（推奨１週間）の備蓄を促進する。

（村における備蓄の推進）【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、村の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【建設課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画を策定するとともに、国庫補助を活用し水道施設の耐震化を推進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（２－２）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の見直し）【総務課・保健福祉課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、村において指定避難所及び指定緊急避難場所の見直しを図る。また、平時より村内だけでなく村外で福祉避難所として利用できる施設との協定の締結を推進する。

（指定避難所等の周知徹底）【総務課・保健福祉課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

（指定緊急避難場所の防災機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、避難者を受け入れる避難所等を確保するため、村が指定緊急避難場所として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（避難所運営体制の構築）【総務課・保健福祉課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルを作成する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。
- 大規模災害時、避難所等で活動する福祉関係者を確保するため、社会福祉士会、介護福祉士会等の複数の福祉関係団体と人的支援に関する協定の締結を推進する。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【保健福祉課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」を共有し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、村や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（福祉避難所の円滑な運営）【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルを共有し、関係機関による研修・訓練等の取組みを実施するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【保健福祉課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、避難所等において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（災害時の活動拠点等の整備）【総務課・建設課】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、防災機能強化に向けた整備を進める。

（２－３）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取組み）【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、村や関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【復興推進課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課・保健福祉課】

- 自主防災組織が消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 消防団員と民生委員・児童委員の連携を確立し、災害時に要援護者の避難を迅速に行える体制を整える。
- 自主防災組織の設立を促進し、自助・共助の精神を醸成する。
- 村民防災会議を開催し、自主防災力の向上を図る。
- 防災管理官が地域に出向き、村の防災施策及び年度防災の振り返り等を実施し、村民の防災の基礎知識を醸成する。
- 防災協力隊員による支援体制を整備する。
- 住民の防災士資格取得を積極的に支援し、地域の防災力の向上を図る。

（地域コミュニティの維持）【総務課・復興推進課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取り組みについて支援する。

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課・産業振興課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を進めるとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

（農業用排水施設の更新整備及び保全管理）【産業振興課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、内排水強制装置の計画的な整備を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

（２－４）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

（応急手当人材確保）【総務課】

- 日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習に職員を積極的に派遣し、応急救護能力の向上を図る。

（消防応援隊の活用）【総務課】

- 十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、各消防本部が円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課・保健福祉課】（再掲）

- 自主防災組織が消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 消防団員と民生委員・児童委員の連携を確立し、災害時に要援護者の避難を迅速に行える体制を整える。
- 自主防災組織の設立を促進し、自助・共助の精神を醸成する。
- 村民防災会議を開催し、自主防災力の向上を図る。
- 防災管理官が地域に出向き、村の防災施策及び年度防災の振り返り等を実施し、村民の防災の基礎知識を醸成する。
- 防災協力隊員による支援体制を整備する。
- 住民の防災士資格取得を積極的に支援し、地域の防災力の向上を図る。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（緊急交通路の確保）【建設課】

- 村内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（２－５）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（活動に必要な燃料の供給）【総務課】

- 村外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を推進する。

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）【総務課】

- 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（エネルギー供給源の確保）【総務課・復興推進課】

- 県外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備と、ガソリンスタンド数を維持する。

（２－６）想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、民間との協定の締結を推進する。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（２－７）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療施設の耐震化等）【総務課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（村医療支援チームの整備）【保健福祉課】

- 必要により、村の保健師を救護所の増強要員として派遣する。このため、平時から、職員参集訓練等を通じて、避難所運営に携わることができるよう能力の向上に努める。

（応急手当人材確保）【総務課】（再掲）

- 日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習に職員を積極的に派遣し、応急救護能力の向上を図る。

（要配慮者への支援）【保健福祉課】

- 要介護者や幼児等を持つ家庭等の要配慮者が避難所に速やかに避難できるよう、また、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援をする。
- 避難者の心のケアについて専門職が連携し、対応できるよう平時から支援体制を整備し、迅速かつ決め細やかな支援をする。

（動物救護対策）【税務住民課】

- 災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やウェブサイトへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県（人吉保健所）及び人吉球磨獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

（医療救護活動の体制整備）【保健福祉課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

（実働機関のヘリコプターの活用）【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、運動公園等の場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（２－８）疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【保健福祉課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施できるよう、防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【保健福祉課】（再掲）

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、村や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【保健福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、避難所等において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（村医療支援チームの整備）【保健福祉課】（再掲）

- 必要により、村の保健師を救護所の増強要員として派遣する。このため、平時から、職員参集訓練等を通じて、避難所運営に携わることができるよう能力の向上に努める。

（応急手当人材確保）【総務課】（再掲）

- 日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習に職員を積極的に派遣し、応急救護能力の向上を図る。

（生活用水の確保）【総務課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する

（3－1）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課・建設課・教育委員会】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を、研修会等を通じて検討する。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や村地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

（学校における業務のスリム化とＢＣＰの策定）【教育委員会】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、防災担当等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、危機管理の拠点となる防災センターの整備等の検討を進める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援体制の構築）【総務課】

- 村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、防災協力隊員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

（３－２）防災拠点の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点となる施設の耐災性の強化）【総務課・建設課・教育委員会】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または人吉球磨管内市町村との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

４ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

（４－１）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 令和2年7月豪雨災害において、非常用電源等が燃料不足に陥ったことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

（４－２）郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

（４－３）テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 状況の変化に柔軟に対応し、今・何が起きているのかを、迅速・丁寧に伝えられる体制を整える。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 令和2年7月豪雨災害において、非常用電源等が燃料不足に陥ったことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】 (再掲)

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路(農道・林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【総務課・建設課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】 (再掲)

- 村内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路(農道・林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【産業振興課・建設課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため

池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

（災害時の集出荷体制の構築）【産業振興課・建設課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

（共済加入の促進）【産業振興課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

（５－４）基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の交通ネットワークを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（５－５）食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低３日分（推奨１週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（食料生産体制の強化）【産業振興課】

- 農業を維持・発展させ、農産物を安定して生産するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取り組みを実施する。
- 6次産業化の推進など、農産物の高付加価値化を図ることで、生産者の所得向上と雇用の創出を図る。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（6－1）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【復興推進課】（再掲）

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（6－2）上水道の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【建設課】（再掲）

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画を策定するとともに、国庫補助を活用し水道施設の耐震化を推進する。

（応急給水体制の整備）【建設課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当課の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

（簡易水道BCPの策定）【建設課】

- 大規模災害時の簡易道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、村及び関係事業者の事業継続計画（BCP）を整備する。

（６－３）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（浄化槽の整備等）【建設課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い早期復旧を図る。

（６－４）地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課】（再掲）

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（従業員等の一斉帰宅抑制等の促進）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。
- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を奨励する。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（６－５）異常渇水や地震等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）【建設課】（再掲）

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

７ 制御不能な二次災害を発生させない

（７－１）大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団や消防組合と連携し、普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実に図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

（消防応援隊の活用）【総務課】（再掲）

- 十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを具申する。

（自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時等、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、村外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、防災協力隊等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用し村における資機材の整備を促進する。

（７－２）沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（空き家対策）【総務課】

- 老朽化してきた空き家が大規模災害により倒壊し、道路や隣家などへ二次災害の発生を防止するため、空き家の発生予防をはじめ、適正な管理や利活用などに関して総合的かつ計画的に取り組む計画の策定と対策を実施する。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・建設課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（交通安全施設の耐震化等）【総務課】

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。

（７－３）ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【産業振興課・建設課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い計画的に改修を進める
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの改定等、ため池の適正な維持管理を推進する。

（道路防災施設の維持管理・更新）【建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

（７－４）有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【税務住民課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県及び事業者と連携した取組みを進める。

（７－５）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【産業振興課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【産業振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民と連携し「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【産業振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課・産業振興課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進する。

（中山間地域の振興）【産業振興課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

（7－6）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 村内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集し、迅速な情報発信を行う。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（8－1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の策定）【税務住民課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画をする。

（家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策）【税務住民課】

- 災害発生時において、各種マニュアル、協定に基づき円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係課、関係団体間との連携強化を図る。

（仮置場の選定）【税務住民課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地を選定する。

（関係団体等との連携）【税務住民課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他市町村及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

（８－２）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（災害ボランティアとの連携）【保健福祉課・社会福祉協議会】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、球磨村社会福祉協議会の球磨村災害ボランティアと、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。
- 大規模災害時、村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

（罹災証明書の速やかな発行）【税務住民課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修へ参加するとともに、他市町村等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・建設課】（再掲）

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【教育委員会】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

（８－３）被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【税務住民課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修へ参加するとともに、他市町村等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【総務課・建設課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

（地籍調査結果の活用）【税務住民課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査結果を活用し、土地境界等を明確にする。

（地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、村民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

（災害ボランティアとの連携）【保健福祉課・社会福祉協議会】（再掲）

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、球磨村社会福祉協議会の球磨村災害ボランティアと、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。

- 大規模災害時、村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

（相談体制の整備）【保健福祉課】

- 大規模災害時に村民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

（８－４）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時に、地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

（地域と学校の連携）【教育委員会】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）【総務課・復興推進課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（８－５）道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設課】

- 村内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、村内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（災害時の交通安全対策）【総務課】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えとともに、交通安全教育の推進を図る。

（地籍調査結果の活用）【税務住民課】（再掲）

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査結果を活用し、土地境界等を明確にする。

（８－６）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【建設課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本村の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

〈重要業績指標（KPI）一覧〉						
項目名	担当課	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
住宅耐震化率	建設	32.3%	2016	76.2%	2023	1-1, 1-2
住宅耐震化補助制度の設置	建設	補助制度実施中	2021	補助制度継続	2025	1-1, 1-2
住宅用火災警報器等の普及促進	総務	取組中	2021	90.0%	2025	1-1, 1-2
自然災害等に対処する関係機関との訓練実施	総務	年2回	2021	年3回	2025	1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 3-2
公立小中学校の耐震化	総務 教委	3校	2019	3校	2025	1-1, 1-2
医療施設（病院）の耐震化率	総務 保健福祉	100%	2019	—	2025	1-1, 1-2, 2-7
社会福祉施設等の耐震化率	総務 保健福祉	100%	2019	—	2025	1-1, 1-2
社会福祉施設等のスプリンクラー整備率	総務 保健福祉	100%	2019	—	2025	1-1, 1-2, 2-7
多数の者が利用する建築物の耐震化率	総務 建設	93.8%	2019	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	2025	1-1, 1-2
村道改良率	建設	51.2%	2019	52.0%	2025	1-3, 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 2-7, 4-2, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-5
村道橋梁点検実施率	建設	100%	2021	100%	2025	1-3, 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 2-7, 4-2, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-5
戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備	総務	78.8%	2021	100%	2025	1-3, 1-6, 4-3
土砂災害ハザードマップの作成	総務	作成済	2020	—	2025	1-3
避難行動要支援者名簿の作成	保健福祉	取組中	2021	100%	2025	1-5
避難行動要支援者個別計画の策定	保健福祉	作成済	2019	—	2025	1-5
自主防災組織の訓練実施率	総務	17.9%	2021	50.0%	2025	1-5, 2-3, 2-4
小中学校の防災教育の実施	教委	100.0%	2019	100.0%	2025	1-5
村における備蓄量の確保	総務	取組中	2021	全村民の3日分	2025	2-1
水道基幹管路の耐震化（渡配水区）	建設	1727.1m	2019	5,083.0m	2025	2-1, 6-2
公共施設の二酸化炭素排出量	復興推進	798t-CO ₂	2017	776t-CO ₂	2023	2-3, 6-1
福祉避難所運営マニュアルの作成	保健福祉	作成済	2019	—	2025	2-2
消防団と民生児童委員との情報共有	総務 保健福祉	実施済	2021	—	2025	2-3, 2-4
村内ガソリンスタンド数	復興推進	3箇所	2021	3箇所	2025	2-5
予防接種法に基づく予防接種麻疹／風しんワクチンの接種率	保健福祉	第2期接種： 94.7%	2019	95.0%	2025	2-8
防災拠点施設となる庁舎の耐震化	総務	実施済	2019	—	2025	3-1
BCP策定	復興推進	未策定	2021	策定	2025	3-1
庁舎の非常用発電機の配備	総務	整備済	2019	—	2025	3-1

項目名	担当課	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
農業共済加入率	産業振興	水稲共済戸 果樹共済戸 収入保険制度加入者 戸	2019		2025	5-3
自営農業に従事した世帯員数	産業振興	507	2015	470	2023	5-5
汚水処理人口普及率	復興推進	55.6%	2019	58.0%	2025	6-3
農業用ため池のハザードマップ作成	産業振興	100%	2019	100%	2025	7-3
間伐推進	産業振興	20.0%	2019	1000ha	2025	7-5
災害廃棄物処理計画策定	税務住民	策定済	2019	—	2025	8-1
地籍調査進捗率	税務住民	100%	2019	—	2025	8-1, 8-5
コミュニティ・スクール数	教委	3校	2019	3校	2025	8-4

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【建設課】

- 本村の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（宅地の耐震化）【建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】

- 大規模地震時、住宅密集地では広範囲にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課・教育委員会】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

（医療施設、社会福祉施設の防災機能強化）【総務課・保健福祉課】

- 令和2年7月豪雨では、村の特別養護老人ホームが浸水した事により、自ら避難することが困難な入所者14名が犠牲となった。大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の浸水や倒壊、火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能

停止や、自ら避難することが困難な方の逃げ遅れ等による被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策、安全な避難経路の確保及び避難計画の策定を促進する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（交通施設の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

1－2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【建設課】（再掲）

- 本村の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（宅地の耐震化）【建設課】（再掲）

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時、住宅密集地では広範囲にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課・教育委員会】（再掲）

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課】（再掲）

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

（医療施設、社会福祉施設の防災機能強化）【総務課・保健福祉課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨では、村の特別養護老人ホームが浸水した事により、自ら避難することが困難な入所者14名が犠牲となった。大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の浸水や倒壊、火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の逃げ遅れ等による被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策、安全な避難経路の確保及び避難計画の策定を促進する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（交通施設の耐災性の強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

1－3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・建設課】

- 令和2年7月豪雨では、広範囲の浸水被害が発生した。大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

（球磨川及び支流の治水）【建設課】

- 8箇所の樋門にそれぞれ操作員を配置しているが、高齢の操作員もいるため若い世代への交代が必要である。また、樋門の操作方法も同一ではないため、操作員が不在のときの対応を検討する必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【建設課】

- 台風や集中豪雨時、道路の冠水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、冠水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 令和2年7月豪雨では、情報の伝達が行き届かず、避難行動の遅れによる孤立や死傷者が発生した。大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難指示等の適切な発令）【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示を適切に発令する必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（医療施設、社会福祉施設の防災機能強化）【総務課・保健福祉課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨では、村の特別養護老人ホームが浸水した事により、自ら避難することが困難な入所者14名が犠牲となった。大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の浸水や倒壊、火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の逃げ遅れ等による被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策、安全な避難経路の確保及び避難計画の策定を促進する必要がある。

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課・産業振興課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨災害では、情報の伝達が行き届かず、避難行動の遅れによる孤立や死傷者が発生した。大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 令和2年7月豪雨災害では、通信施設が被災し、防災関係機関との通信が途絶した。大規模災害時、通信施設が被災し、村と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（避難指示等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難指示を適切に発令する必要がある。

（要支援者対策の推進）【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

（観光客の安全確保等）【復興推進課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

（防災教育の推進・学校防災体制の確立）【教育委員会】

- 災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教職員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。

（学校の災害対応の機能向上）【教育委員会】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（村における備蓄の推進）【総務課】

- 令和2年7月豪雨災害では、土砂災害等で道路寸断し、村内全域に十分に物資を供給できなかった。大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、村において必要な備蓄を行う必要がある。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【建設課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本村と近隣市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所の体制整備）【総務課・保健福祉課】

- 令和2年7月豪雨では、大量の避難者が発生した事により、福祉避難所を含む避難所が不足した。また、避難者の多くが高齢者であったことから、主に福祉関連の支援者が不足した。大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から避難所の運営や支援体制について整備する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【保健福祉課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（福祉避難所の円滑な運営）【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・保健福祉課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中

泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

（エコノミークラス症候群の予防）【保健福祉課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（災害時の活動拠点等の整備）【総務課・建設課】

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。
- 大規模災害時、自衛隊等の支援団体の活動拠点を確保する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取組み）【総務課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、国、県等と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、村内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

（他県防災消防及び警察ヘリコプターとの応援協定等の活用）【総務課】

- 令和2年7月豪雨では、自衛隊や各県の防災ヘリの支援により多数の要救助者を搬送していただいた。大規模災害時、多数の要救助者の発生などヘリによる搬送の増大により、本県のヘリだけでは対応が困難な状況も想定されることから、他県等の防災消防ヘリ及び警察ヘリが円滑に活動できる体制を整備する必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【復興推進課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課・産業振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかに排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

2－4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐震性の強化）【総務課】

- 令和2年7月豪雨災害では、村内の消防施設が被災し、十分な機能を果たさなかった。大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

（応急手当人材確保）【総務課】

- 令和2年7月豪雨災害では、避難所の統制ができず、混乱を招いた。大規模災害時、錯綜する避難所において、避難所管理者として勤務する職員に対して、応急救護能力を段階的・継続的に向上させる必要がある。

（消防応援隊の確保）【総務課】

- 消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課・保健福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（救助・救急ルート確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（緊急交通路の確保）【総務課】

- 大規模災害時、無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（活動に必要な燃料の供給）【総務課】

- 大規模災害時、村外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）【総務課】

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、災害拠点病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー

一供給が停止するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（エネルギー供給源の確保）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等への支援が行われる体制を整備する必要がある。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療施設の耐震化等）【総務課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策等を促進する必要がある。

（村医療支援チームの整備）【保健福祉課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

（応急手当人材確保）【総務課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨では、避難所の統制ができず、混乱を招いた。大規模災害時、錯綜する避難所において、避難所管理者として勤務する職員に対して、応急救護能力を段階的・継続的に向上させる必要がある。

（要配慮者への支援）【保健福祉課】

- 被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が現れることがあるため、災害時のストレス対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。

（動物救護対策）【復興推進課】

- ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、災害拠点病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

（医療救護活動の体制整備）【保健福祉課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

（実働機関のヘリコプターの活用）【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実働機関のヘリの効率的な運用が必要である。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-8 疫病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【保健福祉課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【保健福祉課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（エコノミークラス症候群の予防）【保健福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（村医療支援チームの整備）【保健福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

（応急手当人材確保）【総務課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨災害では、避難所の統制ができず、混乱を招いた。大規模災害時、錯綜する避難所において、避難所管理者として勤務する職員に対して、応急救護能力を段階的・継続的に向上させる必要がある。

（生活用水の確保）【総務課】

- 大規模災害発生時には、生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課・建設課・教育委員会】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

（学校における業務のスリム化とBCPの策定）【教育委員会】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

（自治体間の応援体制の構築）【総務課】

- 令和2年7月豪雨では、多数の支援・応援職員の協力をいただいた。大規模災害時、村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3-2 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

（広域防災拠点となる施設の耐災性の強化）【総務課・建設課・教育委員会】

- 大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。
- 広域防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を具申する必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨では、情報の伝達が行き届かず、避難行動の遅れによる孤立や死傷者が発生した。大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 令和2年7月豪雨では、通信施設が被災し、防災関係機関との通信が途絶した。大規模災害時、通信施設が被災し、村と県・国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を具申する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【総務課・建設課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5－3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【産業振興課・建設課】

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制の構築）【産業振興課・建設課】

- 大規模災害時の農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（共済加入の促進）【産業振興課】

- 風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5－4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5－5 食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（食料生産体制の強化）【産業振興課】

- 災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

6－1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

6－2 上水道の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【建設課】（再掲）

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（応急給水体制の整備）【建設課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課】（再掲）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（簡易水道BCPの策定）【建設課】

- 大規模災害時、簡易水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6－3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（浄化槽の整備等）【建設課】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり污水处理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

（従業員等の一斉帰宅抑制等の促進）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、村内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6－5 異常湧水や地震等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）【建設課】（再掲）

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課】（再掲）

- 大規模災害発生時には、生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

7-1 大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】（再掲）

- 大規模地震時、住宅密集地では広範囲にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（消防応援隊の活用）【総務課】（再掲）

- 消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

（自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、村内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、村外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（空き家対策）【総務課】

- 永年、手入れがされず老朽化した空き家が大規模災害により倒壊し、道路や隣家などへ二次災害を発生させるおそれがあるため、平時から対策をとっておく必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・建設課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（交通安全施設の耐震化等）【総務課】

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

7-3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【産業振興課・建設課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

（道路防災施設の維持管理・更新）【建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【税務住民課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【産業振興課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

（鳥獣被害対策の推進）【産業振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

（適切な森林整備の推進）【産業振興課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【産業振興課・建設課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

（中山間地域の振興）【産業振興課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・復興推進課】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【税務住民課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【建設課】

- 大規模災害時、対応箇所数が多くなり、道路啓開等の応急復旧作業が円滑にできないおそれがあるため、人員や資機材を確保するなど迅速に対応できる体制の整備が必要である。

（学校における人材の育成）【教育委員会】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

（災害ボランティアとの連携）【保健福祉課・社会福祉協議会】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（罹災証明書の速やかな発行）【税務住民課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【総務課・建設課】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【教育委員会】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8－3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【税務住民課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【総務課・建設課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

（地籍調査結果の活用）【税務住民課】

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

（地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、村民の地震保険加入を促進する必要がある。

（災害ボランティアとの連携）【保健福祉課・社会福祉協議会】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（相談体制の整備）【保健福祉課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、村民からの各種相談に対応する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域と学校の連携）【教育委員会】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校と地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティの維持）【総務課・復興推進課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8－5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、村と近隣市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（災害時の交通安全対策）【総務課】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

（地籍調査結果の活用）【税務住民課】（再掲）

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

8－6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【建設課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

〈重要業績指標（KPI）一覧〉

項目名	担当課	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
住宅耐震化率	建設	32.3%	2016	76.2%	2023	1-1, 1-2
住宅耐震化補助制度の設置	建設	補助制度実施中	2021	補助制度継続	2025	1-1, 1-2
住宅用火災警報器等の普及促進	総務	取組中	2021	90.0%	2025	1-1, 1-2
自然災害等に対処する関係機関との訓練実施	総務	年2回	2021	年3回	2025	1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 3-2
公立小中学校の耐震化	総務 教委	3校	2019	3校	2025	1-1, 1-2
医療施設（病院）の耐震化率	総務 保健福祉	100%	2019	—	2025	1-1, 1-2, 2-7
社会福祉施設等の耐震化率	総務 保健福祉	100%	2019	—	2025	1-1, 1-2
社会福祉施設等のスプリンクラー整備率	総務 保健福祉	100%	2019	—	2025	1-1, 1-2, 2-7
多数の者が利用する建築物の耐震化率	総務 建設	93.8%	2019	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	2025	1-1, 1-2
村道改良率	建設	51.2%	2019	52.0%	2025	1-3, 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 2-7, 4-2, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-5
村道橋梁点検実施率	建設	100%	2021	100%	2025	1-3, 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 2-7, 4-2, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-5
戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備	総務	78.8%	2021	100%	2025	1-3, 1-6, 4-3
土砂災害ハザードマップの作成	総務	作成済	2020	—	2025	1-3
避難行動要支援者名簿の作成	保健福祉	取組中	2021	100%	2025	1-5
避難行動要支援者個別計画の策定	保健福祉	作成済	2019	—	2025	1-5
自主防災組織の訓練実施率	総務	17.9%	2021	50.0%	2025	1-5, 2-3, 2-4
小中学校の防災教育の実施	教委	100.0%	2019	100.0%	2025	1-5
村における備蓄量の確保	総務	取組中	2021	全村民の3日分	2025	2-1
水道基幹管路の耐震化（渡配水区）	建設	1727.1m	2019	5,083.0m	2025	2-1, 6-2
公共施設の二酸化炭素排出量	復興推進	798t-CO ₂	2017	776t-CO ₂	2023	2-3, 6-1
福祉避難所運営マニュアルの作成	保健福祉	作成済	2019	—	2025	2-2
消防団と民生児童委員との情報共有	総務 保健福祉	実施済	2021	—	2025	2-3, 2-4
村内ガソリンスタンド数	復興推進	3箇所	2021	3箇所	2025	2-5
予防接種法に基づく予防接種麻疹／風しんワクチンの接種率	保健福祉	第2期接種： 94.7%	2019	95.0%	2025	2-8
防災拠点施設となる庁舎の耐震化	総務	実施済	2019	—	2025	3-1
BCP策定	復興推進	未策定	2021	策定	2025	3-1
庁舎の非常用発電機の配備	総務	整備済	2019	—	2025	3-1
農業共済加入率	産業振興	水稲共済戸 果樹共済戸 収入保険制度加入者戸	2019		2025	5-3
自営農業に従事した世帯員数	産業振興	507	2015	470	2023	5-5
汚水処理人口普及率	復興推進	55.6%	2019	58.0%	2025	6-3
農業用ため池のハザードマップ作成	産業振興	100%	2019	100%	2025	7-3
間伐推進	産業振興	20.0%	2019	1000ha	2025	7-5
災害廃棄物処理計画策定	税務住民	策定済	2019	—	2025	8-1
地籍調査進捗率	税務住民	100%	2019	—	2025	8-1, 8-5
コミュニティ・スクール数	教委	3校	2019	3校	2025	8-4

強靱化推進方針に基づく取組一覧

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(住宅の耐震化) 1 戸建て木造住宅の耐震化 2 危険ブロック塀等の安全確保	○戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための工事を行う者に財政的な支援を行う。 ・戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業、熊本地震復興基金） ○地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険ブロック塀等の撤去又は改修を実施する者に財政的な支援を行う。 ・危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業、熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業）	1-1 1-2	建設課
(宅地の耐震化) 3 被災宅地危険度判定士の計画的養成	○宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するため、被災宅地危険度判定士養成講習会に参加し、判定士を養成する。	1-1 1-2	建設課
(住宅密集地における火災の拡大防止) 4 住宅用火災警報器等の普及	○大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団や消防組合と連携し、普及促進を図る。	1-1 1-2 7-1	総務課
(家庭・事業所における地震対策) 5 家具固定等の重要性についての意識啓発、地震時の安全確保訓練の実施	○各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に村民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。	1-1 1-2	総務課
(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止) 6 公共建築物の非構造部材を含めた耐震化及び消防設備の維持管理 7 学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び防火設備の維持管理	○大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。 ○学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。	1-1 1-2	総務課 建設課 教育委員会
(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 8 民間建築物の耐震化の推進 9 消防用設備の整備及び適切な維持管理、実践的な訓練等	○不特定多数が利用する民間の建築物について、耐震化への支援を行う。 ○不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防組合を通じ、消防用設備、備蓄倉庫等の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。	1-1 1-2	総務課 建設課
(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 10 医療施設、社会福祉施設の耐震化やスプリンクラー設置等整備の推進	○大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。	1-1 1-2	総務課 保健福祉課
(災害対応業務の標準化・共有化) 11 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	1-1 1-2 2-4	総務課
(防災訓練の実施) 12 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 13 人事異動前の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。 ○常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。	1-1 1-2	総務課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 14 Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施 15 県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備	○ 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。 ○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する統合型防災情報システムや、防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。	1-1 1-2 1-3 1-5 4-3	総務課
(交通施設の耐災性の強化) 16 交通施設の耐震化や防災対策	○ 大規模災害時、鉄道等の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。	1-1 1-2	総務課

（１－２）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(住宅の耐震化) 17 戸建て木造住宅の耐震化 18 危険ブロック塀等の安全確保	○1-1参照 ○1-1参照	1-1 1-2	建設課
(宅地の耐震化) 19 被災宅地危険度判定士の計画的養成	○1-1参照	1-1 1-2	建設課
(住宅密集地における火災の拡大防止) 20 住宅用火災警報器等の普及	○ 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団や消防組合と連携し、普及促進を図る。	1-1 1-2 7-1	総務課
(家庭・事業所における地震対策) 21 家具固定等の重要性についての意識啓発、地震時の安全確保訓練の実施	○ 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に村民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。	1-1 1-2	総務課
(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止) 20 公共建築物の非構造部材を含めた耐震化及び消防設備の維持管理 21 学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び防火設備の維持管理	○ 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。 ○ 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。	1-1 1-2	総務課 建設課 教育委員会
(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止) 22 民間建築物の耐震化の推進 23 学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び防火設備の維持管理	○1-1参照 ○ 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。	1-1 1-2	総務課 建設課
(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 24 医療施設、社会福祉施設の耐震化やスプリンクラー設置等整備の推進	○ 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。	1-1 1-2	総務課 保健福祉課
(災害対応業務の標準化・共有化) 25 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	1-1 1-2 2-4	総務課
(防災訓練の実施) 26 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 27 人事異動前の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。 ○ 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。	1-1 1-2	総務課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 28 Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施 29 県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備	○ 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。 ○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する統合型防災情報システムや、防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。	1-1 1-2 1-3 1-5 4-3	総務課
(交通施設の耐災性の強化) 30 交通施設の耐震化や防災対策	○ 大規模災害時、鉄道等の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。	1-1 1-2	総務課

（１－３）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 31 村管理河川の整備 32 住宅等の嵩上げ 33 雨量や河川水位等の情報提供、ハザードマップ作成促進等 34 浸水想定区域内に居住する住民の安全な場所への移転	○浸水被害等の防止に向けた河川整備や浚渫を進める。 ・村管理河川（峯川、助川、北ノ園川、小川、猪鼻川、中園川、鶴川、中津川、上広野川、山口川、津々紫谷川、竹ノ谷川、西谷川、宇津良谷川、観音谷川、小谷川、伊高瀬川、吉松谷川、上郡谷川、大瀬谷川、浦野川、荷伐谷川、山ノ神谷川、楮木川、ほか）【R3～R7】 ○浸水被害が発生している又は想定される区域の住宅等の嵩上げ、ピロティ化又は浸水防止設備設置に財政的な支援を行う。 ○ 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の早期避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう、ハザードマップを随時見直し、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。 ○ 浸水被害による危険から住民の安全を確保するため、浸水想定区域等の周知を行うとともに、浸水想定区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。	1-3 8-6	総務課 建設課
(球磨川及び支流の治水) 35 樋門操作員候補者の確保 36 操作研修の必修化	○樋門操作員に欠員が生じないよう情報収集を行う。 ○操作研修を必修とし、担当外の樋管操作方法も習得する。	1-3	建設課
(円滑な避難のための道路整備) 37 道路網の整備 38 橋梁補修	○災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 ・村道78路線【R3～R7】【社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金】 ・林道24路線 ・村管理農道 ・村管理里道 ○災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。 ・村道橋89橋【R3～R7】【道路メンテナンス事業】 ・林道橋14橋	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 39 Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施 40 県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備 41 村防災情報システムの一元の運用。 42 発令判断システムを活用し、避難命令等の抜け・漏れ・落ちを防ぐ。	○ 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。 ○ 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。 ○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。 ○状況の変化に柔軟に対応し、今・何が起きているのかを、迅速・丁寧に伝えられる体制を整える。	1-1 1-2 1-3 1-5 4-3	総務課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(避難指示等の適切な発令) 43 避難指示等の適切な発令のため、市町村への情報提供、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し 44 防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発	○ 避難指示等を適切に発令するよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。 ○ 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	1-3 1-5	総務課
(事前予測が可能な災害への対応) 45 関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等 46 危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発	○ 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した球磨川水害タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。 ○ 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前に自主的に避難することの重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	1-3 1-5	総務課
(災害対応業務の標準化・共有化) 47 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	1-1 1-2 1-3 1-4 2-4	総務課
(防災訓練の実施) 48 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 49 人事異動前の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。 ○ 平常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、防災協力隊員等の参集体制等を整備する。	1-1 1-2 1-3 1-4 3-1	総務課

(1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(山地・土砂災害対策の推進) 50 治山施設や保安林・砂防施設の整備 51 土砂災害警戒区域等の周知 52 土砂災害特別警戒区域からの住宅移転	○ 治山施設や保安林・砂防施設が必要な箇所について調査し、県へ要望するとともに、地権者との協議を行う。 ○ 土砂災害警戒区域等を周知するとともに、警戒避難体制の整備を図る。 ○ 土砂災害から住民の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。 ・土砂災害危険住宅移転促進事業 ・がけ地近接等危険住宅移転事業【住宅・建築物安全ストック形成事業】	1-4 2-3 7-5	建設課 産業振興課
(災害対応業務の標準化・共有化) 53 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	1-1 1-2 1-3 1-4 2-4	総務課
(防災訓練の実施) 54 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 55 人事異動前の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。 ○ 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、防災協力隊員などの参集体制等を整備する。	1-1 1-2 1-3 1-4 3-1	総務課

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 56 Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施 57 県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備 58 村防災情報システムの一元的運用。 59 発令判断システムを活用し、避難命令等の抜け・漏れ・落ちを防ぐ。	○ 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。 ○ 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。 ○ 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する統合型防災情報システムや、防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。 ○ 状況の変化に柔軟に対応し、今・何が起きているのかを、迅速・丁寧に伝えられる体制を整える。	1-1 1-2 1-3 1-5 4-3	総務課
(通信手段の機能強化) 60 通信体制の強化、非常用電源の整備、通信手段の多様化	○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。	1-5 4-1 4-3	総務課
(避難勧告等の適切な発令) 61 避難勧告等の適切な発令のため、市町村への情報提供、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し 62 防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発	○ 避難勧告等が適切に発令できる、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。 ○ 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	1-3 1-5	総務課
(要支援者対策の推進) 63 避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定及び見直しの推進	○ 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。この際、消防団との連携を重視する。社会福祉施設等の利用者が着実に避難できるよう、また、村と社会福祉施設との連携の見直しや、社会福祉施設の避難計画の策定及び見直しを促進する。	1-5	保健福祉課
(観光客の安全確保等) 64 観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施	○ 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。	1-5	産業振興課
(情報伝達体制の整備と地域の共助) 65 自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成等	○ 大規模災害時に、村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。	1-5	総務課
(防災教育の推進・学校防災体制の確立) 66 防災教育の推進・学校防災体制の確立	○ 各学校において学校安全に係る教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	1-5	教育委員会
(学校の災害対応の機能向上) 67 学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施 68 児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築等	○ 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。 ○ 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動力を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。	1-5	教育委員会
(事前予測が可能な災害への対応) 69 関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等 70 危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発	○ 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。 ○ 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難できるよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	1-4 1-5	総務課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行なわれる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（2－1）食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
（家庭や事業所における備蓄の推進） 71 啓発を通じた村民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進	○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。	2-1 5-5	総務課
（村における備蓄の推進） 72 食料や飲料水の備蓄量確保	○ 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、村の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。	2-1	総務課
（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備） 73 民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施	○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。	2-1 5-5	総務課
（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備） 74 物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	○ 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。	2-1	総務課
（水道施設の耐震化等） 75 水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化	○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画を策定するとともに、国庫補助を活用し水道施設の耐震化を推進する。	2-1 6-2	建設課
（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備） 76 道路網の整備 77 橋梁補修	○ 1-3参照 ○ 1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課

（2－2）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
（指定避難所等の見直し） 78 福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直し	○ 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、村において福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。	2-2	総務課 保健福祉課
（指定避難所等の周知徹底） 79 指定避難所や福祉避難所の場所・制度等についての周知徹底	○ 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。	2-2	総務課 保健福祉課
（指定避難場所・指定緊急避難場所の防災機能の強化） 80 指定避難場所の耐震化・各種トイレの整備等	○ 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、村が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。	2-2	総務課
（避難所運営体制の構築） 81 避難所運営マニュアルの作成や、研修・訓練等の取組み支援 82 公共施設等における施設の安全性の確認方法及び被災者の避難を想定した対応体制の整備	○ 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルを作成する。 ○ 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。	2-2	総務課 保健福祉課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(避難所等の保健衛生・健康対策)			
83 災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）策定	○ 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。	2-2 2-8	保健福祉課
84 高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施	○ 避難者の健康悪化を防ぐため、村や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。		
(福祉避難所の円滑な運営)			
85 福祉避難所運営に関するマニュアル作成や、研修・訓練等の取組み支援、福祉避難所制度の広報	○ 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを実施するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。	2-2	総務課 保健福祉課
(指定避難所以外の被災者の把握体制)			
86 指定避難所以外の避難所や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備	○ 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。	2-2	総務課 保健福祉課
87 防災協力隊員及び防災士資格取得者による支援体制の整備			
(エコノミークラス症候群の予防)			
88 エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等	○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、避難所等において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。	2-2 2-8	保健福祉課
(災害時の活動拠点等の整備)			
87 防災広場の整備	○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できる防災広場の整備を進める。	2-2	総務課 建設課

（２－３）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(孤立集落に対する取組み)			
88 孤立集落発生時の対応手順の確立、情報伝達体制構築等	○ 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、村や関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。	2-3	総務課
(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)			
89 道路網の整備	○1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
90 橋梁補修	○1-3参照		
(防災拠点等への再エネ設備等の導入)			
91 自立・分散型エネルギーの導入	○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。	2-3 6-1	復興推進課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(自主防災組織の活動の強化)			
92 自主防災組織と消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等	○ 自主防災組織が消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。	2-3	総務課 保健福祉課
93 消防団員と民生委員・児童委員による連携	○ 消防団員と民生委員・児童委員の連携を確立し、災害時に要援護者の避難を迅速に行えるような体制を整える。		
94 自主防災組織育成事業の推進	○ 自主防災組織の設立を促進し、自助・共助の精神を醸成する。		
95 村民防災会議による防災意識の高揚	○ 村民防災会議を開催し、自主防災力の向上を図る。		
96 防災管理官による防災教育の継続	○ 防災管理官が地域に出向き、村の防災施策及び年度防災の振り返り等を実施し、村民の防災の基礎知識を醸成する。		
97 防災協力隊員による支援	○ 防災協力隊員による支援体制を整備する。		
98 防災士資格取得の奨励	○ 住民の防災士資格取得を積極的に支援し、地域の防災力の向上を図る。		
(地域コミュニティの維持)			
99 地域の共助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援	○ 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。	2-3	総務課 復興推進課
(山地・土砂災害対策の推進)			
100 治山施設や保安林・砂防施設の整備	○ 1-4参照	1-4 2-3 7-5	建設課 復興推進課
101 土砂災害警戒区域等の周知	○ 1-4参照		
102 土砂災害特別警戒区域からの住宅移転	○ 1-4参照		
(農業用排水施設の更新整備及び保全管理)			
103 排水機場等、農業用排水施設の計画的な更新と適切な保全管理	○ 浸水による孤立集落の発生を防止するため、内排水強制装置の計画的な整備を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。	2-3	産業振興課

(2-4) 自衛隊、警察、消防、海保等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(消防施設の耐災性の強化)			
104 消防施設の耐震化、非常用電源設備の整備促進等	○ 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。	2-4	総務課
(応急手当人材確保)			
105 救急法救急員資格取得職員による応急救護	○ 日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習に職員を積極的に派遣し、応急救護能力の向上を図る。	2-4	総務課
(消防応援隊の活用)			
106 消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり	○ 十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、各消防本部が円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。	2-4 7-1	総務課
(災害対応業務の標準化・共有)			
107 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等	○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	1-1 1-2 2-4	総務課
(消防団における人員、資機材の整備促進)			
108 消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策	○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	2-4 7-1 8-4	総務課
109 消防団の資機材の整備促進	○ 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。		

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(自主防災組織の活動の強化) 110 自主防災組織と消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等 111 消防団員と民生委員・児童委員による連携 112 自主防災組織育成事業の推進 113 村民防災会議による防災意識の高揚 114 防災管理官による防災教育の継続 115 防災協力隊員による支援 116 防災士資格取得の奨励	○ 自主防災組織が消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。 ○ 消防団員と民生委員・児童委員の連携を確立し、災害時に要援護者の避難を迅速に行えるような体制を整える。 ○ 自主防災組織の設立を促進し、自助・共助の精神を醸成する。 ○ 村民防災会議を開催し、自主防災力の向上を図る。 ○ 防災管理官が地域に出向き、村の防災施策及び年度防災の振り返り等を実施し、村民の防災の基礎知識を醸成する。 ○ 防災協力隊員による支援体制を整備する。 ○ 住民の防災士資格取得を積極的に支援し、地域の防災力の向上を図る。	2-3 2-4	総務課 保健福祉課
(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 117 各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○ 1-3参照 ○ 1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
(緊急交通路の確保) ○ 村ホームページ等を活用した道路状況の発信	○ 災害調査や住民等からの通報により道路状況を把握し、村ホームページ等により情報発信する。	2-4 5-1	建設課

(2-5) 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(活動に必要な燃料の供給) 118 石油小売会社等との協定等による供給体制の整備	○ 村外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を推進する。	2-5	総務課
(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 119 非常用電源や受水槽などの設備整備促進	○ 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。	2-5 2-7	総務課
(エネルギー供給に向けた道路整備) 120 道路網の整備 121 橋梁補修	○ 1-3参照 ○ 1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
(エネルギー供給源の確保) 122 ガソリンスタンドの確保(既存の維持+確保)	○ 県外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備と、ガソリンスタンド数を維持をする。	2-5	総務課 復興推進課

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 123 帰宅困難者への飲料水やトイレ、道路情報の提供に係る民間との協定締結	○ 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、民間との協定の締結を推進する。	2-6	総務課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(公共交通機関に係る情報体制の整備) 124 交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化	○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。	2-6 6-4	総務課

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(医療施設の耐震化等) 125 施設の耐震化やスプリンクラーの設置	○ 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。	2-7	総務課
(村医療支援チームの整備) 126 状況により、保健福祉課長の計画による保健師の派遣	○ 必要により、村の保健師を救護所の増強要員として派遣する。このため、平時から、職員参集訓練等を通じて、避難所運営にたずさわれるよう能力の向上に努める。	2-7 2-8	保健福祉課
(応急手当人材確保) 127 救急救急資格取得職員による応急救護	○ 日本赤十字社が実施する救急救急員養成講習に職員を積極的に派遣し、応急救護能力の向上を図る。	2-7 2-8	総務課
(要配慮者への支援) 128 男女のニーズの違いに配慮した支援 129 心のケア体制の確保	○ 要介護者や幼児等を持つ家庭等の要配慮者が避難所に速やかに避難できるよう、また、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援をする。 ○ 避難者の心のケアについて専門職が連携し、対応できるよう平時から支援体制を整備し、迅速かつ決め細やかな支援をする。	2-7	保健福祉課
(動物救護対策) 130 動物救護対策	○ 災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やウェブサイトへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県（人吉保健所）及び人吉球磨獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	2-7	復興推進課
(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 131 非常用電源や受水槽などの設備整備促進	○ 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。	2-5 2-7	総務課
(医療救護活動の体制整備) 132 救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用強化等	○ 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。	2-7	保健福祉課
(実働機関のヘリコプターの活用) 133 場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制整備	○ 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、中学校グラウンド等の場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。	2-7	総務課
(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 134 道路網の整備 135 橋梁補修	○ 1-3参照 ○ 1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課

(2-8) 疾病・感染症等の大規模発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(感染症の発生・まん延防止) 136 平時からの予防接種促進等	○ 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施できるよう、防疫対策に取り組む。	2-8	保健福祉課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(避難所等の保健衛生・健康対策)			
137 災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）策定	○ 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。	2-2 2-8	保健福祉課
138 高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施	○ 避難者の健康悪化を防ぐため、村や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。		
(エコノミークラス症候群の予防)			
139 エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等	○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、避難所等において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。	2-2 2-8	保健福祉課
(村医療支援チームの整備)			
140 状況により、保健福祉課長の計画による保健師の派遣	○ 必要により、村の保健師を救護所の増強要員として派遣する。このため、平時から、職員参集訓練等を通じて、避難所運営にたずさわられるよう能力の向上に努める。	2-7 2-8	保健福祉課
(応急手当人材確保)			
141 救急法救急員資格取得職員による応急救護	○ 日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習に職員を積極的に派遣し、応急救護能力の向上を図る。	2-7 2-8	総務課
(生活用水の確保)			
142 住民における生活用水の確保のための事前の備えの促進	○ 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。	2-8 6-2 6-5	総務課
143 家庭における生活用水の確保に係る啓発	○ 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。		
144 事業所等における協定締結等の促進	○ 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。		

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災拠点施設等の耐災性の強化)			
145 庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等	○ 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。	3-1	総務課 建設課 教育委員会
146 庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等	○ 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。 ○ 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。		
(業務継続可能な体制の整備)			
147 庁内BCPの高度化	○ 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の策定を、研修会等を通じて検討する。	3-1	総務課 保健福祉課
148 受援計画の策定、県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し	○ 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や村地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。		
149 ネットワークの停止やデータ消失等を防ぐための通信回線の二重化、情報端末の代替機器の確保等	○ 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。		

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 150 災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておくBCPの策定等	○ 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、防災担当等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。	3-1	教育委員会
(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 151 発災直後の職員等の安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等	○ 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、危機管理の拠点となる防災センターの整備等の検討を進める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。	3-1	総務課
(自治体間の応援体制の構築) 152 市町村相互の応援協定の締結、受援計画の策定	○ 村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。	3-1	総務課
(防災訓練の実施) 153 初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 154 人事異動前の研修実施、災害対応経験職員の参集体制等整備	○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。 ○ 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、防災協力隊員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。	1-1 1-2 3-1	総務課
(職員の安全確保に関する意識啓発) 155 災害時初動対応訓練等による職員の対応能力の向上	○ 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。	3-1	総務課

(3-2) 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(広域防災拠点となる施設の耐災性の強化) 156 庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等 157 庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等	○ 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。 ○ 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。 ○ 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または人吉球磨管内との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。 ○ 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。	3-2	総務課 建設課 教育委員会

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 158 防災拠点施設等の非常用電源の整備、災害時の電力や燃料の供給に関する協定締結等	○ 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について72時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。	4-1	総務課
(通信手段の機能強化) 159 防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等 160 衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備 161 国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連携体制の構築 162 関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保	○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。 ○ 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 ○ 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。 ○ 令和2年7月豪雨災害において、非常用電源等が燃料不足に陥ったことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。	1-5 4-1 4-3	総務課

(4-2) 郵政事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(郵便事業の継続に向けた道路整備) 163 道路網の整備 164 橋梁補修	○1-3参照 ○1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 165 Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施 166 県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備 167 村防災情報システムの一元的運用 168 発令判断システムを活用し、避難命令等の抜け・漏れ・落ちを防ぐ。	○ 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。 ○ 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。 ○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。 ○ 状況の変化に柔軟に対応し、今・何が起きているのかを、迅速・丁寧に伝えられる体制を整える。	1-1 1-2 1-3 1-5 4-3	総務課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(通信手段の機能強化) 169 防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等 170 衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備 171 国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連携体制の構築 172 関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保	○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。 ○ 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 ○ 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。 ○ 令和2年7月豪雨災害において、非常用電源等が燃料不足に陥ったことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。	1-5 4-1 4-3	総務課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 173 道路網の整備 174 橋梁補修	○1-3参照 ○1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
(道路情報の迅速かつ正確な提供) 175 県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備 176 村ホームページ等を活用した道路状況の発信	○ 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。 ○2-4参照	2-4 5-1	総務課 建設課

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(エネルギー供給に向けた道路整備) 177 道路網の整備 178 橋梁補修	○1-3参照 ○1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(農地・農業用施設の保全) 179 災害等に対応した農地や農業用ため池等の農業用排水施設の整備及び維持・更新	○地震や豪雨等に伴う農地や農業施設の被害防止又は軽減を図るため、計画的な整備を行う。 ・ 毎床3地区（測量・設計1式、用排水路改修400m） ・ 渡地区（水路、区画整備24ha）	5-3	産業振興課 建設課
(災害時の集出荷体制の構築) 180 農林道の整備	○災害発生時の農林道の被災等により、農作物や木材等の出荷停止を防止するため、計画的な整備に取り組む。 ・ 林道24路線 ・ 村管理農道	5-3	産業振興課 建設課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(共済加入の促進) 181 農業共済加入の促進	○ 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。	5-3	産業振興課

(5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 182 道路網の整備 183 橋梁補修	○1-3参照 ○1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課

(5-5) 食料等の安全供給の停滞

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 184 民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施	○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。	2-1 5-5	総務課
(家庭や事業所における備蓄の促進) 185 啓発を通じた村民及び事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進	○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。	2-1 5-5	総務課
(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 186 道路網の整備 187 橋梁補修	○1-3参照 ○1-3参照	1-3 2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
(食料生産体制の強化) 188 農業の担い手育成・確保 189 農産物の高付加価値化の推進	○農業を維持・発展させ、農産物を安定して生産するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取り組みを実施する。 ○6次産業化の推進など、農産物の高付加価値化を図ることで、生産者の所得向上と雇用の創出を図る。	5-5	産業振興課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 190 電力事業者と平時からの連携強化	○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	6-1	総務課 復興推進課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(防災拠点等への再エネ設備等の導入)			
191 自立・分散型エネルギーの導入	○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。	2-3 6-1	復興推進課

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(水道施設の耐震化等)	○2-1参照		
192 水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化		2-1 6-2	建設課
(応急給水体制の整備)	○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。	6-2 6-5	建設課
193 連絡体制の整備、災害時に応援可能な資機材の情報共有等			
(生活用水の確保)	○ 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。	2-8 6-2 6-5	総務課
194 住民における生活用水の確保のための事前の備えの促進			
195 家庭における生活用水の確保に係る啓発	○ 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。		
196 事業所等における協定締結等の促進	○ 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。		
(簡易水道BCPの策定)	○大規模災害時の簡易水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、村及び関係事業者の事業継続計画（BCP）を整備する。	6-2	建設課
197 簡易水道BCP策定			

(6-3) 污水处理施設等の長期にわたる機能停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(浄化槽の整備等)			
198 合併浄化槽への転換、災害時の浄化槽の被害等調査及び早期復旧を行う体制構築	○ 大規模災害時の污水处理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い早期復旧を図る。	6-3	復興推進課

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(公共交通機関に係る情報体制の整備)	○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。	2-6 6-4	総務課
199 交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化			
(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進)	○ 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。	6-4	総務課 復興推進課
200 事業所等での交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の啓発			
201 帰宅困難者用の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄	○ 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。		
(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)	○1-3参照	1-3	
202 道路網の整備	○1-3参照	2-1 2-3 2-4 2-5 2-7 4-2 5-1 5-2 5-4 5-5 6-4 8-5	建設課
203 橋梁補修			

(6-5) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の途絶

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(応急給水体制の整備) 204 連絡体制の整備、災害時に応援可能な資機材の情報共有等	○6-2参照	6-2 6-5	建設課
(生活用水の確保) 205 住民における生活用水の確保のための事前の備えの促進 206 家庭における生活用水の確保に係る啓発 207 事業所等における協定締結等の促進	○ 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。 ○ 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。 ○ 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。	2-8 6-2 6-5	総務課

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 大規模火災の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(住宅密集地における火災の拡大防止) 208 住宅用火災警報器等の普及	○ 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防団や消防組合と連携し、普及促進を図る。	1-1 1-2 7-1	総務課
(消防の災害対処能力の強化) 209 消防人員の確保及び救助用資機材の整備・充実等	○ 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。	7-1	総務課
(消防応援隊の活用) 210 消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり	○ 十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを具申する。	2-4 7-1	総務課
(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 211 警察及び消防における受援体制の整備・強化 212 応援部隊受入のため、部隊の活動拠点の複数確保等	○ 大規模災害時等、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、村外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。 ○ 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	7-1	総務課
(消防団における人員、資機材の整備促進) 213 消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策 214 消防団の資機材の整備促進	○ 地域の防災力の強化を図るため、防災協力隊等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。 ○ 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用し村における資機材の整備を促進する。	2-4 7-1 8-4	総務課

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(空き家対策) 215 空き家の実態調査と対策	○ 老朽化してきた空き家が大型災害により倒壊し、道路や隣家などへ二次災害の発生を防止するため、空き家の発生予防をはじめ、適正な管理や活用などに関して総合的かつ計画的に取り組む計画の策定と対策を実施する。	7-2	総務課

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(被災建築物等の迅速な把握) 216 応急危険度判定士等の養成と判定実施体制の整備	○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び連絡調整を行うコーディネーターを養成するとともに、判定を実施できる体制を整える。	7-2 8-2	総務課 建設課
(交通安全施設の耐震化等) 217 耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等	○ 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。	7-2	総務課

(7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(農業用ため池等の維持管理・更新) 218 農業用ため池の点検及び補修・改修 219 農業用ため池管理者による緊急体制整備、ため池の適正な維持管理	○農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、定期的な点検及び補修を行う。 ・大久保ため池 ○ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの改定等、ため池の適正な維持管理を推進する。	7-3	産業振興課 建設課
(道路防災施設の維持管理・更新) 220 維持管理計画の策定による効果的・効率的な維持管理、機能強化及び設備更新等	○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。	7-3	建設課

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(有害物質の流出対策等) 221 事故時の応急措置や環境調査に活用する情報整理、事故発生を想定したマニュアル整備等	○ 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県及び事業者と連携した取組を進める。	7-4	税務住民課

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(農業生産基盤の整備及び保安全管理) 222 農業生産基盤の整備及び保安全管理による農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮	○ 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組を支援し、農業生産基盤の保安全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。	7-5	産業振興課
(鳥獣被害対策の推進) 223 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進	○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民と連携し「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。	7-5	産業振興課
(適切な森林整備の推進) 224 伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備	○ 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。	7-5	産業振興課
(山地・土砂災害対策の推進) 225 治山施設や保安林・砂防施設の整備	○1-4参照	1-4 2-3 7-5	建設課 産業振興課
(中山間地域の振興) 226 中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダー育成等	○ 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持等の取組を支援する。	7-5	産業振興課

(7-6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 227 警察・消防や関係機関と連携した正確な情報収集や様々な手段による発信 228 観光事業者と連携体制構築し、正確な情報収集や迅速な情報発信実施	○ 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。 ○ 村内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集し、迅速な情報発信を行う。	7-6	総務課 復興推進課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再開・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(災害廃棄物処理計画の策定) 229 災害廃棄物処理計画の策定	○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画をする。	8-1	税務住民課
(家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策) 230 家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策	○ 災害発生時において、各種マニュアル、協定に基づき円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係課、関係団体間との連携強化を図る。	8-1	税務住民課
(仮置場の選定) 231 仮置場候補地の選定	○ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地を選定する。	8-1	税務住民課
(関係団体等との連携) 232 損壊家屋撤去や大量の災害廃棄物処理について関係団体等と相互協力体制の整備	○ 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他市町村及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。	8-1	税務住民課

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 233 建設関係団体との連携体制の構築	○災害時の道路啓開等が迅速に実施できるよう、建設関係団体との協定や委託契約などの連携体制を構築する。	8-2	建設課
(学校における人材の育成) 234 災害対応の専門的知識を有する人材育成	○ 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。	8-2	教育委員会
(災害ボランティアとの連携) 235 災害ボランティアとの関係を築き、対応力を強化 236 ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築	○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、球磨村社会福祉協議会の球磨村災害ボランティアと、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。 ○ 大規模災害時、村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。	8-2 8-3	保健福祉課
(罹災証明書の速やかな発行) 237 職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等	○ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修へ参加するとともに、他市町村等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。	8-2 8-3	税務住民課
(被災建築物等の迅速な把握) 238 応急危険度判定士等の養成と判定実施体制の整備	○7-2参照	7-2 8-2	総務課 建設課
(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 239 文化財保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成	○ 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。	8-2	教育委員会

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(罹災証明書の速やかな発行)			
240 職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等	○ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修へ参加するとともに、他市町村等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。	8-2 8-3	税務住民課
(応急仮設住宅の迅速な提供)			
241 建設型仮設住宅の候補地選定や住民との合意形成の促進。借上型仮設住宅の運営体制整備、団体等との情報共有	○ 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。	8-3	総務課 建設課
計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(地籍調査結果の活用)			
242 地籍調査事業による土地境界等明確化	○ 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査結果を活用し、土地境界等を明確にする。	8-3 8-5	税務住民課
(地震保険加入率の向上)			
243 地震保険制度の周知・啓発	○ 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、村民に地震保険制度の周知・啓発を図る。	8-3	総務課
(災害ボランティアとの連携)			
244 災害ボランティアとの関係を築き、対応力を強化	○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、球磨村社会福祉協議会の球磨村災害ボランティアと、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。	8-2 8-3	保健福祉課 社会福祉協議会
245 ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築	○ 大規模災害時、村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。		
(相談体制の整備)			
246 各種相談に対応するための体制整備	○ 大規模災害時に村民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。	8-3	保健福祉課

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(地域における共助の推進)			
247 自主防災組織との連携強化、自治会等の活動強化、地域防災リーダー育成の充実等	○ 大規模災害時に、地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。	8-4	総務課
(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)			
248 自主防犯組織等の防犯講話や装備資器材の整備充実等支援	○ 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。	8-4	総務課
(地域と学校の連携)			
249 コミュニティ・スクールの推進や学校と地域の連携協働体制強化	○ 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。	8-4	教育委員会
(地域コミュニティの維持)			
250 地域コミュニティ維持に係る取組み支援	○ 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。	8-4	総務課 復興推進課
251 被災者孤立防止のため、見守りに資する体制構築	○ 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。		

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(消防団における人員、資機材の整備促進)			
252 消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策	○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	2-4 7-1 8-4	総務課
253 消防団の資機材の整備促進	○ 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。		

(8-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)	○1-3参照	1-3	
254 道路網の整備		2-1	
	○1-3参照	2-3	
255 橋梁補修		2-4	
		2-5	
		2-7	
		4-2	
		5-1	
		5-2	
		5-4	
		5-5	
		6-4	
		8-5	
(災害時の交通安全対策)			
256 迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制整備等	○ 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えとともに、交通安全教育の推進を図る。	8-5	総務課
(地籍調査結果の活用)			
257 地籍調査事業による土地境界等明確化	○ 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査結果を活用し、土地境界等を明確にする。	8-3 8-5	税務住民課

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
(浸水対策、流域減災対策)	○1-3参照	1-3	
258 村管理河川の整備		8-6	建設課